

○町田市指定地域密着型通所介護事業所等において宿泊サービスを提供する場合の人員、設備及び運営に関する要綱

平成28年4月1日

施行

いきいき生活部いきいき総務課

改正 2019年1月1日

第1 目的

この要綱は、市内の指定地域密着型通所介護事業所等において宿泊サービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めることにより、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全の確保並びに当該宿泊サービスの健全な提供を図り、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において「指定地域密着型通所介護事業所等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護若しくは法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護について法第42条の2第1項本文若しくは法第54条の2第1項本文の規定による指定を受けた事業者又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業について法第115条の45の3第1項の規定による指定を受けた事業者の当該指定に係る事業所をいう。
- 2 この要綱において「宿泊サービス」とは、指定地域密着型通所介護事業所等が当該指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し、夜間及び深夜に提供する指定地域密着型通所介護事業所等の介護サービス以外のサービスをいう。
- 3 この要綱において「宿泊サービス事業者」とは、宿泊サービスを提供する者をいう。
- 4 この要綱において「宿泊サービス事業所」とは、宿泊サービスを提供する事業

所をいう。

- 5 この要綱において「利用者」とは、指定地域密着型通所介護事業所等を利用している者であって、当該指定地域密着型通所介護事業所等が提供する宿泊サービスを利用するものをいう。

第3 宿泊サービスの提供

- 1 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等による利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、宿泊サービスを提供するものとする。
- 2 宿泊サービス事業者は、前項に規定する趣旨に鑑み、緊急かつ短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供するものとする。
- 3 宿泊サービス事業者は、利用者の家族の疾病等やむを得ない事情により連続した宿泊サービスの利用が予定される場合においては、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者（以下これらを「指定居宅介護支援事業者等」という。）と密接に連携し、既に受けている介護保険サービス以外の介護保険サービスへの変更を含め、利用者の心身の状況、利用者の家族の事情等に応じたサービスの提供を検討するものとする。

第4 宿泊サービス事業者の責務

- 1 宿泊サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めなければならない。
- 2 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続できるよう、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話に係るサービスの提供を行わなければならない。
- 3 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下これらを「居宅サービス計画等」という。）に沿っ

て、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供しなければならない。

4 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に際し、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、指定居宅介護支援事業者等と必要な連携を行わなければならない。

5 居宅サービス計画等への宿泊サービスの位置付けは、指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員により、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、他の介護保険サービスの利用状況を勘案し適切と認められる範囲でなければならず、安易に居宅サービス計画等に位置付けてはならない。

6 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供及び運営に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令等を遵守しなければならない。

第5 従業員の員数及び資格

宿泊サービス事業者が宿泊サービス事業所ごとに置くべき従業者（以下「宿泊サービス従業者」という。）の員数及び資格は、次のとおりとする。

(1) 宿泊サービス従業者は、宿泊サービスの提供内容に応じ必要数を確保すること。この場合において、宿泊サービスの提供を行う時間帯（以下「提供時間帯」という。）を通じて、夜勤職員として1人以上の介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。）を確保すること。

(2) 宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護福祉士の資格を有する者又は実務者研修若しくは介護職員初任者研修を修了した者であることが望ましく、これらに該当しない場合にあつては、介護等に関する知識及び経験を有する者であること。

(3) 食事の提供を行う場合は、食事の介助等に必要な員数を確保すること。

(4) 緊急時に対応するための職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行うこと。

第6 責任者

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者のうちから、責任者を定めなければならない。

第7 利用定員

宿泊サービス事業所の利用定員は、指定地域密着型通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の2分の1以下かつ9人以下としなければならない。

第8 設備及び備品等

- 1 宿泊サービス事業所は、宿泊サービスを提供するに当たっては、宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び寝具等の必要な備品等を備え、指定地域密着型通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理しなければならない。
- 2 宿泊サービス事業所は、宿泊サービスを提供するに当たっては、指定地域密着型通所介護事業所等の設備及び備品等を使用する場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所等の利用者に対する介護サービスの提供に支障がない範囲で使用しなければならない。
- 3 第1項の宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 宿泊室

- ア 一の宿泊室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上とすること。
- ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の定員は、1室当たり4人以下とすること。
- エ 個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者

のプライバシーが確保されたものであること。

オ 利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合を除き、異性が同室で宿泊することがないように配慮すること。

(2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならないこと。

第9 内容及び手続の説明及び同意

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第18に規定する運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該宿泊サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

第10 宿泊サービス提供の記録

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第11 宿泊サービスの取扱方針

- 1 宿泊サービス事業者は、利用者が法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者の場合においては、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。
- 2 宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的

拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 4 宿泊サービス事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 5 宿泊サービス事業者は、自らその提供する宿泊サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第12 宿泊サービス計画の作成

- 1 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスをおおむね4日以上連続して利用することが予定されている利用者又は宿泊サービスを連続して利用する日数が4日未満の利用であっても、反復的又は継続的に宿泊サービスを利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定地域密着型通所介護事業所等における介護サービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携し、具体的な宿泊サービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。
- 2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス計画の作成に当たっては、居宅サービス計画等に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、居宅介護支援事業者等と密接に連携を図らなければならない。
- 3 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス計画の作成に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した宿泊サービス計画を利用者に交付しなければならない。

第13 介護

- 1 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。

- 3 宿泊サービス事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 宿泊サービス事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話を適切に支援しなければならない。

第14 食事の提供

- 1 宿泊サービス事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。
- 2 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

第15 健康への配慮

宿泊サービス事業者は、指定地域密着型通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供しなければならない。

第16 相談及び援助

宿泊サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

第17 緊急時等の対応

宿泊サービス事業者は、現に宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関（あらかじめ協力医療機関を定めている場合に限る。）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第18 運営規程

宿泊サービス事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 宿泊サービスの提供日及び提供時間
- (4) 利用定員
- (5) 宿泊サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 宿泊サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

第19 勤務体制の確保等

- 1 宿泊サービス事業者は、利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所ごとに、当該宿泊サービス事業所の宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

第20 定員の遵守

宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供は行ってはならない。

第21 非常災害対策

宿泊サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、これらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第22 衛生管理等

- 1 宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又は蔓延^{まん}しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第23 掲示

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要、緊急時の避難経路その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

第24 秘密保持等

- 1 宿泊サービス従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 宿泊サービス事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

第25 広告

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。この場合において、宿泊サービスが、介護保険サービスとは別のサービスであることを明記しなければならない。

第26 苦情処理

- 1 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族から

の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 宿泊サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

第27 事故発生時の対応

- 1 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、町田市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 宿泊サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第28 宿泊サービスを提供する場合の届出

- 1 宿泊サービスを提供しようとする者は、宿泊サービスの提供開始前に、宿泊サービスの内容を別に定める書類により市長に届け出るとともに、当該宿泊サービスの内容が法第115条の35第1項の介護サービス情報の基本情報であることを踏まえ、同項の規定により東京都知事に報告しなければならない。
- 2 宿泊サービス事業者は、前項の規定により届け出た内容に変更があった場合は、当該変更の事由が生じた日から10日以内に、当該変更の内容を別に定める書類により市長に届け出なければならない。
- 3 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを休止し、又は廃止する場合には、その休止又は廃止の日の1月前までに、休止又は廃止の内容を別に定める書類により市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、宿泊サービス事業者が第4第6項に規定する遵守事項について適切に対応するため、必要に応じ、消防署その他の関係公的機関に対し、宿泊サービス事業者が前3項の規定により届け出た事項について情報提供することができる。

5 市長は、宿泊サービス事業者が第1項から第3項までの規定により届け出た事項について、必要に応じて公表することができる。

第29 調査への協力等

宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な宿泊サービスが行われているかどうかを確認するために町田市及び東京都が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第30 記録の整備

- 1 宿泊サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
 - (1) 第10に規定する具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録
 - (2) 第11第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (3) 第12第1項に規定する宿泊サービス計画
 - (4) 第26第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第27第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この要綱は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年1月1日から施行する。